

## 倉敷教育センター運営委員会の会議の公開要領

### 1 目的

この要領は、倉敷教育センター運営委員会の会議を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条の規定により公開するために必要な事項を定める。

### 2 会議開催の事前公表（要綱第5条）

運営委員会を所管する倉敷教育センター（以下「事務局」という。）は、運営委員会開会決定後、速やかに会議開催のお知らせを倉敷市総務課情報公開室に連絡するとともに、倉敷教育センターWebページに登載する。

### 3 傍聴者の決定方法等（要綱第6条）

運営委員会の傍聴者の定員は5名とし、傍聴の受付は、会議30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。また、傍聴者には、傍聴券及び傍聴要領を交付するものとする。

### 4 会議録の作成及び公開（要綱11条）

- (1) 会議録は、原則として会議終了後1か月以内に事務局が作成する。
- (2) 協議内容の記述は、発言者について委員長・委員・事務局等を区別する。
- (3) 会議録の確定は、委員長と会議において委員長が指名した委員1名による承認により行う。
- (4) 会議録の公開は、事務局及び情報公開室において閲覧に供するほか、倉敷教育センターのWebページへ登載することにより行う。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。